平成２９年（フ）第４１７号
岡山市北区花尻ききょう町11番地103　小野コーポ西
債務者　難波　昌栄
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５５０号
東京都目黒区五本木２―36―22―101、住民票上の住所茨城県水戸市城南２丁目８―13―405
債務者　村田　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５７８号
東京都中野区本町４丁目39―13―304
債務者　江元　幸三
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６０３号
東京都練馬区南田中２丁目12―２―102
債務者　伊藤　真理
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２８号
静岡県焼津市中里424番地　モンレーブ焼津105号
債務者　松下　睦子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１００３号
東京都小平市学園西町２丁目15番７号
債務者　吉田　尚央
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３２８号
静岡県浜松市東区笠井新田町1314番地の４
債務者　山本　　龍
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１８４６号
横浜市磯子区田中２丁目３番３号　ディアコート201号
債務者　若狭　王仁
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８９０号
横浜市南区別所３丁目10番34号　メゾンオリヤマ205
債務者　佐藤　洋之
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４６号
横浜市港南区港南台９丁目19番１―108号
債務者　松村　啓子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７４号
横浜市磯子区栗木１丁目20番９号　グリーンハイツ201号
債務者　浦川　政雄
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７７号
神奈川県大和市つきみ野３丁目２番地１　ルナパレスつきみ野Ｂ302
債務者　工藤　克子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７９号
神奈川県鎌倉市梶原１丁目12番12―203号
債務者　槙戸　　裕
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０５１号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地３―15―504
債務者　松田　曜子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８４３号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地20棟404号
債務者　伊集院真理
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部